

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第7条 条例別表第2の1の項の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の処分、次に掲げるものの施行地区についてするものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業（換地処分を伴うものに限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>第14条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この条において「政令」という。）<u>第1条第1項</u>の保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請書の受理に関する事務</p> <p>(3) <u>政令第3条第3項</u>の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の訂正の申請書の受理に関する事務</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>政令第6条第3項</u>の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の<u>書換え交付</u>の申請書の受理に関する事務</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>第15条 条例別表第2の2の14の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>規則第3条</u>の准看護師籍訂正申請書の受理に関する事</p>	<p>(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第7条 条例別表第2の1の2の項の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の処分、次に掲げるものの施行地区についてするものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>第14条 条例別表第2の2の12の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務<u>（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）</u>とする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第12条第5項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務</p> <p>(2) <u>法第33条の氏名等の届出書の受理に関する事務</u></p> <p>(3) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この条において「政令」という。）<u>第1条の3第1項</u>の保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請書の受理に関する事務</p> <p>(4) <u>政令第3条第4項</u>の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の訂正の申請書の受理に関する事務</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>政令第6条第3項</u>の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の<u>書換え交付</u>の申請書の受理に関する事務</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>第15条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>規則第4条</u>の准看護師籍訂正申請書の受理に関する事</p>

務

- (4) 規則第4条の准看護師籍登録抹消申請書の受理に関する事務
- (5) 規則第5条の准看護師免許証書換え交付申請書の受理に関する事務
- (6) 規則第6条の准看護師免許証再交付申請書の受理に関する事務
- (7) 規則第7条の准看護師免許証返納書の受理に関する事務

第21条 条例別表第2の11の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第2項の歯科技工士免許証の交付に関する事務

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第56条第1項の特別地域内及び特別保護地区内における国の機関が行う行為の協議に係る協議書の受理に関する事務

(2) [略]

第25条 条例別表第2の17の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

(1)・(2) [略]

- (3) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この条において「政令」という。）第1条の薬剤師免許の申請書の受理に関する事務

- (4) 政令第3条第2項の薬剤師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

- (5) 政令第4条第1項の薬剤師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

- (6) 政令第5条第2項の薬剤師免許証の書換え交付の申請

務

- (4) 規則第5条の准看護師籍登録抹消申請書の受理に関する事務
- (5) 規則第6条の准看護師免許証書換え交付申請書の受理に関する事務
- (6) 規則第7条の准看護師免許証再交付申請書の受理に関する事務
- (7) 規則第8条の准看護師免許証返納書の受理に関する事務

第21条 条例別表第2の11の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

- (1) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この条において「法」という。）第6条第2項の歯科技工士免許証の交付に関する事務

(2) 法第6条第3項の氏名等の届出書の受理に関する事務

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第68条第1項の特別地域内及び特別保護地区内における国の機関が行う行為の協議に係る協議書の受理に関する事務

(2) [略]

第25条 条例別表第2の17の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

(1)・(2) [略]

- (3) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この条において「政令」という。）第3条の薬剤師免許の申請書の受理に関する事務

- (4) 政令第5条第2項の薬剤師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

- (5) 政令第6条第1項の薬剤師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

- (6) 政令第8条第2項の薬剤師免許証の書換え交付の申請書

<p>書の受理に関する事務</p> <p>(7) 政令第6条第2項の薬剤師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務</p> <p>(8) 政令第6条第5項の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務</p> <p>(9) 政令第7条の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務</p>	<p>の受理に関する事務</p> <p>(7) 政令第9条第2項の薬剤師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務</p> <p>(8) 政令第9条第5項の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務</p> <p>(9) 政令第10条の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。